

令和7年度第2回庁議議事録

概要

1. 開催日時

令和7年5月15日（木） 午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

市役所 5階 市長公室

3. 出席者

市長、及川副市長、教育長、総務部長、企画部長、財務部長、市民経済部長、福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長、都市整備部長、消防長、教育総務部長、生涯学習部長、企画部次長

社会福祉課長、下水道課長

(幹事)

企画政策課長、秘書課長

4. 議題等

- 1) (仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)について(議題)
- 2) 浦安市下水道事業経営戦略の改定について(議題)

5. 議事の概要

- 1) (仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)について(議題)
 - ・(仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)について説明があった。
- 2) 浦安市下水道事業経営戦略の改定について(議題)
 - ・浦安市下水道事業経営戦略の改定について説明があった。

6. 会議経過

- 1) (仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)について(議題)

福祉部長より、(仮称) 浦安市ケアラー支援の推進に関する条例(素案)の背景や現

状、構成や今後のスケジュールについて説明があった。

《質問・意見》

教 育 長： 条例（素案）第8条の中で、学校の役割として、ヤングケアラー等への支援の必要性が記載されているが、ヤングケアラー等に対して、自分自身がヤングケアラー等の対象であることを自認できるよう啓発を進めていく必要があると感じた。

市 長： 啓発について条例（案）に反映するよう検討すること。また、人権の視点からこども分野、福祉分野のほかに多様性社会推進分野の視点も必要であるため、併せて検討を行うこと。

都市政策部長： 本条例において対象となるヤングケアラー等の範囲はどこまでか。また、市における訪問支援員が支援する対象の範囲はどこまでか。

福 祉 部 長： 本条例は、市内における、ヤングケアラー等がいる世帯への支援を想定している。

都市政策部長： 本条例の対象にならない方からの相談を受け、支援が必要と判断された場合はどうするのか。

健康こども部長： 虐待に関する相談の場合は、市内の方、市外の方を問わず対応しているので、その方が居住する自治体の担当部署に繋げていくことを想定している。

市 長： 虐待の場合は、本来、児童相談所が対応することになると考える。本条例は理念条例であることから、実際は運用で対応していくことになるが、こうした案件が生じた際、通報の義務についても言及していく必要がある。修正が必要な個所についてはパブリックコメントまでに反映すること。

2) 浦安市下水道事業経営戦略の改定について（議題）

都市整備部長より、浦安市下水道事業経営戦略の改定の背景やポイント、主な内容について説明があった。

《質問・意見》

都市政策部長： 使用料の改定に関して本市の指針によると原則3か年を目途とあるが、5か年サイクルで見直す理由は。

都市整備部長： P D C Aサイクルを国の指針に合わせ5か年で実施していくことを想定しているが、今後の収支の状況に応じて、見直しサイクルも検討していく。

副 市 長： 現状についてしっかり分析を行うこと。

財 務 部 長： 令和7年度以降にマイナス収支が見込まれているが、ロードマップでは令和9年度に使用料を改定すると示しているが、早めに対応していく必要があるのではないか。

都市整備部長： 今後の収支の状況を見極め、早めることも検討していきたい。

財 務 部 長： 投資、財源計画について、令和6年度決算、令和7年度予算が確定しているが、更新しないのか。

都市整備部長： 投資、財源計画は令和5年度ベースで作成しているため、更新しない予定である。

企 画 部 長： 上水に関して、千葉県水道局では20%程度の値上げをする考えを示しているが、下水道はどの程度値上げする見込みか。

都市整備部長： 現在のところ未定である。

市 長： 料金改定に関してはシミュレーションを行い、上げ幅を算出しておくこと。

市 長： 令和9年度の金額が高額になっているのはなぜか。

都市整備部長： 舞浜ポンプ場の整備を想定しているためである。

市 長： パブリックコメントに向け、しっかり内容を精査すること。